

# 事務センターだより

# 10月

第4号 R2.10.20

文責：緒方・森

日暮れも随分早くなり、朝夕は肌寒く感じるようになりました。今年は小学校・中学校ともに形を変えた運動会・体育大会、文化祭、果てはGO TO トラベルを活用した修学旅行(!!)が予定されている(またすでに行われた)かと思います。新しい生活様式での行事、計画に、実施にお大忙しの秋ですね。

忙しい日々を癒すもの、おいしい秋の味覚！食欲の秋！色んな「〇〇の秋」があると思いますが、それぞれの秋を楽しみながら、日々の疲れを癒せるといいですね♪



## 年末調整に係る関係書類の準備をお願いします



Happy Halloween

早いもので、年末調整の季節となりました。今年度もいくつか変更点があります。

- 今年度より扶養控除等(異動)申告書に寡婦制度の改正、ひとり親控除の新設があります。
- 保険会社等から各種証明書が届いている頃だと思えます。申告書に添付を要しますので紛失されないようお願いします。添付の際は糊付け等せず、そのまま提出ください。  
※提出期日までに届かない場合は、事前に事務職員へお申し出下さい。
- 扶養親族がいらっしゃる先生は、被扶養者の所得確認のため「給与支払見込調書」の提出をお願いします。
- 今年出生された子どもさんは「マイナンバー」の登録の必要があります。
- 提出された各種申告書は事務センターでチェックを行います。学校人事課の締め切りに余裕を持って提出できるよう、校内締め切りは**11月4日(水)**に設定しています。日頃の業務もお忙しいでしょうが、締め切り日には揃うようどうぞご協力ください。  
★記入について不明な点がありましたら、各校事務職員までお尋ねください★



## 「諸手当調査」へのご協力ありがとうございました😊

事務センター内で諸手当実態調査の確認をおこないました。

先生方に今後注意していただきたいことをお知らせします。

- ★「住居手当」受給者→ 契約の変更があった場合は速やかに事務職員へお知らせください  
特に家賃額の変更については、減額があった場合は返納の手続き、増額があった場合にはその期間の追給は不可となりますのでご注意ください。
- ★「扶養手当」受給者→ 被扶養者の収入額の把握は職員の責任です  
「客観的証拠もないが、多分 130 万円以下だろうと思う。子どもの事だからよくわからないけど」上記について、事務センターでは扶養手当上の扶養親族として認められません。130 万円以下という根拠があって、扶養親族として認められますので、被扶養者の収入についてはいつでも把握ができるようにしておいてください。※事務職員が変動収入確認票といったソフトも持っていますので、自身で収入額を入力していく習慣をつけることもお勧めします。

### ★扶養について

学校で扱う「扶養」には3種類あります→ I 扶養手当上 II 共済組合上 III 所得税法上

I について、今回の諸手当調査で適正かを調べました。(収入額の結果、IIにも影響をします)

II については、最近行った組合員・被扶養者現況表で確認を行います。(未提出の方はお早めに!!)

III については、今後の年末調整で確認を行います。

それぞれの収入限度額や期間については異なっていますので、疑問や相談がある場合には各校事務職員にお尋ね下さい！

